



Title	民法入門 (平成18年度)
Author(s)	池田, 清治
Issue Date	2006-04-20T05:02:10Z
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/8395">http://hdl.handle.net/2115/8395</a>
Rights(URL)	<a href="http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/">http://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/</a>
Type	learningobject
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	01.pdf (第1回レジュメ)



[Instructions for use](#)

# 民法入門 講義用レジュメ No. 1

## 民法の意義・基本原理・全体構造

### 《民法の意義》

#### 1 民法の意義：民法とは、どんな法律か？

##### a 憲法とは、どんな法律か？

人権：国家 対 国民

統治機構：国家機関 対 国家機関

##### b 刑法とは、どんな法律か？

国家 対 国民

##### c 民法とは、どんな法律か？

国民 対 国民（＝普通の人同士の関係）

#### 2 民法の対象：民法はどんな場面を想定しているのか？

##### a 法律が扱うべき人間関係とは？

財産関係、家族関係（ただし、主に家族関係の財産的側面）

##### b 何故、法律（＝国家）は介入しなければならないのか？

契約関係：契約に関する紛争を解決するため。

不法行為関係：たとえば事故や公害にまつわる紛争を解決するため（ 刑罰 ）。

社会の最低限のルールとしての民法：人間同士が共に暮らしていくため。

##### c 私法としての民法

私法と公法

（１）私法：普通の人同士の関係を規律する法律。

（２）公法：少なくとも一方の当事者が国家である場合の法律。

附・若干の注意点

(1) 国家が普通の人として登場する場合：非権力関係。

(2) 民事と刑事：1つの交通事故でも、民事と刑事がある。

## 《民法の基本原則》

### 3 民法が想定するモデル：関係を規律するための道具立て

#### a 道具・その1：これは誰の物であるか？

「誰」：物の所有者、あるいは契約当事者になれるのはどんな人か。

「物」：所有の対象、あるいは取引の対象となるのはどんな物か。

#### b 道具・その2：当事者間には、どんな関係があるか？

紛争の前提としての「関係」：複数の人物が存在すること。

「関係」の2つの基本的タイプ

(1) 侵害型：物を盗む、他人を傷つける等。

(2) 取引型：契約する。

c 民法典の全体構造

第1編 総則： 人 物 法律行為（主に契約を指す用語）

第2編 物権： （詳しく）

第3編 債権： （詳しく。不法行為も取り扱っている。）

4 民法の基本原則（前頁の図を参照。）

a 道具・その1：「これは誰の物か？」に関連して

誰でも所有者になりうる（個人の平等と権利主体性。 奴隷）

\* 動物は所有の主体（＝所有者）ではなく、所有の客体（所有の対象物）。

所有権は侵害されるべきではない（所有権の絶対）。

\* 所有者は所有物を自由に使用・収益・処分できる。

b 道具・その2：「どんな関係にあるか？」に関連して

取引型：私的自治（ないし意思自治）の2つの意味

（1）自由に契約してよい（契約自由の原則）。

するしない、誰とする、どんな内容でするかはすべて自由。

（2）自分で決めたのだから、拘束される（契約の拘束力）。

要するに、勝手にキャンセルできない。

侵害型：過失責任主義

（1）趣旨：落ち度がなければ、損害賠償責任は負わされない。

背景は、倫理観＋行動の自由（＝道徳＋社会経済的事情）

（2）附・所有権絶対の原則との相互関係

設例1・洗濯物が飛んできたなら：

設例2・洗濯物を盗んでしまうと：

《民法の全体構造と講義の進行予定》

\* レジюме 1-2 頁を参照。